

全自者協ニュース

- ・全自者協ニュース/第15号/2000年(平成12年)10月1日
- ・発行所=全国自閉症者施設協議会・事務局 ☎0593-94-1595
- ・発行人=石丸晃子 ・編集人=川相智史

社会福祉事業法改正に思う

すだちの家 施設長 廣 部 和 夫

なにかにつけて20世紀最後の云々と盛んに言われているが、21世紀まで後4ヶ月あまりしかないと考えると感覚的に焦燥感を覚える。

昭和26年に制定された社会福祉事業法は、平成12年5月29日の国会において改正され、法律名を社会福祉法と改めスタートすることになった。改正の趣旨、理念、目的は個人の尊厳と自立のための選択の尊重、また質の高いサービスの提供と地域福祉の充実等があげられている。福祉関係分野においては、すでに改正法を先取りする形で既得権を持っている団体や市場原理の導入という名の下に、3~4兆円と言われる福祉市場に民間産業の進出が見られ、法律改正の理念、目的から乖離しているとも思われがちな様態がうかがえる。

この法律改正は、高齢者、知的障害者等が地域社会資源または施設を利用することによって自己実現が図られ、明るい将来が待っているかのような期待を抱かせる。

この法律改正の理由の一つとして、戦後50年経過し、同法が制度疲労をおこし、同法の枠組みでは担いきれない諸問題があり、社会保障制度改革の一環として改正された。

日本の社会経済の変化に伴って、社会保障の構造改革を図ることは当然のことと言えるが、問題解決のために新たな法律を大量に生産し枠組を拡大することが、福祉の増進、充実に関わり、21世紀の福祉の展望が開け、保障されるとは思いがたい。

どのようなすぐれた制度、システム、技法で

あっても、日本という国の歴史、風土、文化を基盤に創出されなければ真に国民のためにならない。そのような観点から日本の社会福祉を考えると、欧米の福祉思想、とりわけイギリスとアメリカの福祉政策に軸足を置き、進行しているように感ずる。

他国の良いところを導入することには異論がないが、導入する場合、日本の歴史、風土、文化に合うように改善されなければならない。そこから、「らしさ」、主体性が発揮される。

また、制度、技法、システムはどんなにすぐれていても、それを活用するのは人間であり、その人間の教育が充分でないなら、対象者が満足するようなサービスを提供できないであろうし、その人自身の人間的成長もない。さらに、福祉サービスに関わる人の専門性を知識、技術、人間性と考えるならば、最も重要で基本的なことは人間性といえる。

現在の日本の社会的状況は、個人主義的傾向が強く、人の心に思いを馳せるということが少なくなり、自分勝手な利己主義的言動が多く見られる。

人間は人と人との関わり、交流によって成長、存在し、自分の個性を抑えてでも相手の身になって考え、援助する姿勢、価値観を持てるような教育、研修の場が必要である。

新しくスタートする社会福祉法が真に利用者のためのものになるには、私達自身の変革と努力が求められている。

平成十二年度総会報告

四月二十一日の理事会を受けて、全国自閉症者施設協議会の平成十二年度総会が五月十日午後一〜五時、東京都飯田橋のシニアワーク東京で開催された。例年より早い日程であったにもかかわらず、正会員四十六施設中、三十六施設からの数多くの参加者、さらに委任状八通が得られ、ほとんどの正会員施設に出席していただいた。

第一部は、議長に東京都・子ども生活研究所めばえ学園の川相智史氏を選出して、議事が進行した。平成十一年度事業報告および決算報告、役員改選、平成十二年度事業計画および予算、第十四回研究大会について検討され、いずれも原案どおり可決された。平成十一年度報告から主なものをあげると、①第十三回研究大会の開催(主管施設―東やまた工房)および第十四回研究大会の企画、②会報『全自者協ニュース』の発行(年二回)、③調査研究活動『自閉症成人への生活援助に関する調査』、④行政機関や他団体との連携などである。

このうち、第十三回大会は昨年十一月十八〜十九日の二日間におたり、横浜市のホテルコスモ横浜で開催された。厚生省より障害保健福祉部障害福祉課長・仁本壮氏も出席されて、盛況に行われた。併せて、これを機に神奈川ブロックが設立した。

役員改選に当たり、先の理事会で作成された案が報告され、賛成多数で承認を受けた。この結果新たに兵庫県・あかりの家と山口県・ひらきの里の二施設が理事、広島県・ともえ学園と神奈川県・東やまた工房の二施設が旧理事から監事に選出され、大分県・めぶき園、千葉県・いすみ学園、神奈川県・川崎市くさぶえの家の三施設が退任した。なお、会長および副会長については再選された。

平成十二年度事業計画から活動内容を見ると、①行政機関、他団体との情報交換や陳情活動、②第十四回研究大会の開催および第十五回研究大会の企画、③会員名簿の発行、④会報の発行(年二回)、⑤調査研究活動(昨年から継続)

などがあげられる。

第十四回研究大会の開催について、主管施設となる大分県・めぶき園の五十嵐康郎氏が開催要項案の説明を行い、この場で了承された。本大会は九州・山口ブロック六施設が担当し、平成十二年十月十二〜十三日、別府市の魚の井ホテルで開催予定である。さらに、来年の第十五回大会は北海道札幌市で行われることも決定した。

休憩をはさんで、第二部は出席した会員施設間で次のような情報交換が活発に繰り広げられた。これに先立って(社)日本自閉症協会よりASJ互助会規約の改訂内容の説明、石井副会長から障害福祉政策や今後の方向性などの中央情勢報告をしていた。

(一) 新人会員の紹介

正会員は、昨年の四十三から今年四月現在で四十六施設に増加している。昨年度途中に加盟した福岡県のカリタスの家をはじめ、和歌山県・杉の郷、同・杉の郷えぼし寮、神奈川県・たらん広場の四施設を紹介した。さらに、施設長の異動なども報告された。

(二) 調査研究委員会の活動報告

昨年からの検討を継続している『自閉症成人への生活援助に関する調

査』の中間報告を行った。この調査に関しては後に報告書にまとめ、要望書を添えて厚生省に陳情する予定となっている。内容を要約すると、自閉症をもつ人達の処遇困難性に関して、例えばコミュニケーションや社会性の障害、あるいは日課の流れを組み立てることの困難性を配慮した個別的かつ対人的な援助方法や場面の設定の必要性を明らかにした。特に、一般の『介護』と異なる側面(生活介護度と比較して行動監視度が顕著に高い)を強調している。

(三) 話題提供と情報交換

神奈川県・わたげの小林信篤氏より、『障害児(者)施設サービスマン評価基準』についての話題提供を受けた。この評価は、施設における処遇の質をチェックする共通の着眼点を設けたものである。すでに東京都で始まったオンブズマンの制度などの第三者評価と対応して、行政費が削減される中で、施設整備や人的な配慮といったサービスマン向上を今後どのように進めていくのか、強度行動障害事業や生活支援事業の活用も含めて、いくつかの情報が提供された。

(近藤裕彦)

対談／板山賢治 v s 石井哲夫

今回の対談者は、板山賢治先生です。先生は、長らく厚生省にいらっしやり、国際障害者年の推進者でもあります。現在は、日本障害者リハビリテーション協会副会長として、また、国の審議会等幅広く活躍されています。行政との関連、あるいはリハビリテーションの観点から、障害者福祉と、自閉症への対策・施策について述べていただきました。

石井 板山先生は厚生省にいらっしやった時、国際障害者年を契機に障害者団体の連携、統合に尽力されました。行政が主導性をもって民間をまとめられたわけですが、行政が民間をまとめていくとか、あるいは民間の特徴をいかすようなことを厚生省はもつとやってみてほしいと思います。

地方分権の中で、また社会福祉基礎構造改革のなかで行政の主体が地方自治体に移行して、障害者福祉の責任や主体も拡散していく感を強くもつのですが、まずこの点について。

障害者施策の主体

板山 私がつねづね思うことは、障害者施策のポイントは一人ひとりの障害をもつ人の自立生活力や社会生活力をいかに開発向上させるかにかかっているということだと思います。したがって障害者施策として、子どもの時には教育も非常に大切

ですが、心理的なりハビリテーションというものが重要だと思っております。このリハビリテーションということが基本になれば障害者施策は進まないと思います。そのリハビリテーションというものは地方分権には馴染まないと思っております。



これは全国的視野に立って、より高度な、より専門的な、あるいは国際的なバックグラウンドを持ちながら、そこに専門家を養成し

たり、専門的なりハビリテーション技術手法の研究を推進するセンターが必要で。

身体障害に関しては、国立の身体障害者総合リハビリテーションセンターがあります。知的障害の場合、国立の施設はあるものの、残念ながら本場の意味での研究の場はできていません。

障害分野においても国主導でナショナルセンターといったものを用意するのが一番肝心だと思えます。今、知的障害についてはそのナショナルセンターはないわけです。自閉症の分野についても、あるいは強度行動障害や学習障害児等についても、今だそのセンターがないために本格的な取り組みが始まっていないわけです。そこに地方分権が出てきました。しかし、市町村単位で見ると障害児者は対象者が少ないわけです。このことを私は一番心配しています。

全国3250の市町村に分散化すると、たとえば人口が500人ないし1000人の町に行くと、自閉症だったら1人か2人しかいない。知的障害でも5人とか、10人しかいない。こうした状況で何をやるのかと問われてしまいます。障害者施策の中でも地方分権に馴

染むものと、そうでないものがあり、国、厚生省が力を入れていかなければならないものを分けて考えるべきです。ナショナルセンターの設立にしても、それが地方分権化という流れの中で分散化してしまう。このことを大変恐れています。

支援の難しい障害
石井 障害の中でも、ノーマライゼーションが今の社会の中で比較できやすい障害となかなかできにくい障害があると思えます。

自閉症とか、また精神障害とかは実態が「見えにくい」障害で、ノーマライゼーションができていく障害です。

そういった難しい障害への対応如何によって国の姿勢が問われると思えます。

自閉症についても十分理解されず、施策や援助技術の研究も十分ではありませんが、厚生省が自閉症に関わる研究スタッフを集めた研究機関やグループといったものを作るとか、日本自閉症協会等の諸団体を活用して研究すすめるといったことを是非考えていただきたいと思っております。

研究研修センターの必要

板山 身体障害もそうです。身体障害といっても一律ではないし、様々な障害があります。例えば、長い歴史をもっている視覚障害の福祉においては、点字ひとつとっても新しい音声情報のデジタル化といった問題もあります。そういうことは地方分権化で分散してしまうと消えてしまいます。どこかがナショナルセンターとして責任を持って新しいテーマに沿って道を開いていく。あるところまできたら、地方にこれを分散、分権化していく。これならいいわけです。

自閉症の問題は、強度行動障害の問題としても、かつて厚生省は特定疾患研究対策として40数疾患を取り上げて、その中に入っていました。そういった研究をすべきテーマなのです。そういった研究テーマについて、行政施策においてある程度の成果を上げて、レベルのせた上で分権化していくならいいのですが、その見通しもないままに、地方分権ということで手を引いてしまう恐れがあるとすれば大問題です。

私の関わっている高齢者福祉では、今度、老人性痴呆問題の介護についての研究開発、研修の普及

をしようということで、厚生省がイニシヤティブを取って全国に3ヶ所センターをつくっています。その内の1ヶ所を私が理事長をしている杉並の緑風会に委託します。これは厚生省の21世紀を見据えた卓見だと思っています。

こういったことを民間が受止めやる。日本社会事業大学にも提携大学として参加してもらおうことになっていきます。そこに関係機関として医療や福祉の分野の人たちが参加し、ついていくことになる。こういったことを障害福祉の分野でも、ひとつひとつ新しいテーマに則してやってもらいたいものです。

石井 それは大賛成です。ここで先ほど出ましたリハビリテーションの問題ですが、リハビリテーションにおいて、先ほどおっしゃったような自立とか社会生活援助技術というものを開発していくということはずごく大事なことだと思っ

ています。リハビリテーションというのは、ただその際にリハビリテーションというのは、どうしても身体障害に関わる機能回復といった印象がつよいわけ

がある程度限局されることはむしろ問題であって、これからそれを広げていく上での総合化とか、あるいは専門化の方向についてのお考えを是非伺いたいのですが。



人間復権のリハビリテーション

板山 リハビリテーションというと、世間では身体障害にどうしても捕らわれがちな解釈をされる。また、リハビリテーション全体でいうと、医学的リハビリテーションや医療というふうな捕らわれがちです。しかし、決してそうではなく、障害種別を超える問題にもつながっていくものです。心理的、教育的、職業的あるいは社会的なものも包摂した人間復権を目指すことがリハビリテーションだと思っ

単に身体障害者だけの問題ではない。知的障害、精神障害あるいは高齢者における痴呆の問題なども含まれており、リハビリテーションというのは幅広い概念です。これを身体障害に限るなんていうのは今や非常識だと思っ

ています。常識として全障害が包摂されるのも、人間の可能性を最大限に生かすものというふうに見ています。そこで、問題は厚生省をはじめとして、その担当する行政部局にそのような意識がしっかりと確立しているかどうかということです。

この二十年で国際障害者年を契機に「完全参加と平等」ということに着目した障害者施策が広がって来ましたが、この頃、ややもすると環境を改善する、社会を変えることが大事だという方だけ目が行いて、行政や学者はそっちの方ばかり強調する。アクセスの問題とか移動だとかそんなことはかり言う。これも大切なことです。

従来の日本の障害者施策はそちらが遅れていた。だから力を入れなければならぬ。しかし、基本はそのアクセスを使い、活用する。情報文化を活用する。一人ひとりの障害を持った人たちがどれだけそれを使う能力を回復しているか

ということにあります。その一人ひとりの能力回復こそがリハビリテーションなのです。医学、心理、教育の分野が連携し、一人ひとりの障害者が資源を使いこなす。社会や環境を変えざるを得ない。エネルギーを持つようになる。その一人ひとりの可能性を活かすリハビリテーションに行政は力を入れなくなつた。ここが実は問題なのです。バリアフリーとかばかりに目を向けている。これも大事ですが、基本は一人ひとりの障害者の能力回復にあります。だから私は一番大事なのは教育だと言います。教育からさらに発展して、それが心理的、福祉的、社会的に統合されたりリハビリテーションに広がらなければなりません。

心のケア

石井 機能回復訓練の方が重視されていきますが、機能回復は本来なら本人がそこにどう関わってくるかという心の問題の方が大切なわけですね。

リハビリテーションには心のリハビリテーションとか、そういう人間関係において教育の基本である個別化、個別的な特徴を捉えた指導技術といったリハビリテーシ

ョン領域というものを是非開発していただきたいし、おそらく精神障害の社会参加などのリハビリテーションにはそういうことが全面に出てくるでしょうね。

板山 おっしゃる通りです。せっかく三障害を統合した行政組織である障害保健福祉部ができた。反面、障害の特性に注目する研究やリハビリテーション施策といったものへの関心が薄くなつた。個性、独自性、特殊性から目が離れ、何か障害者施策は社会との関係、環境との関係での街づくりが中心になつた。専門分化というものは着実に進めなければなりません。専門分化した結果として共通項が生まれ、それが施策として統合していくというふうなことです。その専門分化を飛び越えて、社会と障害の関係のなかで街づくりといった形で表現されると、本当に求められているものが見失われてしまふ。いくつかの市町村障害者計画の策定に参加しましたが、その時、感ずることはマイノリティの人たち、少数のグループは捨象されてしまうことです。

今、私は痴呆老人の介護という21世紀の新しいテーマに関わっています。身体的な介護、日常生活介助というのは、介護保険がこれから軌道に乗ってくると一応解決できます。身体障害者、知的障害、精神障害の障害者で介護を必要とする人々も五年後の見直しの中では介護保険に一本化される制度になつていくと思います。痴呆老人と同様に、知的障害の人たち、自閉症、強度行動障害と呼ばれる人々の介護、こういう人々の精神的な分野、側面におけるケアは21世紀の永遠の課題です。痴呆老人については厚生省老人保健福祉局は取り組み始めたわけです。痴呆老人の介護に関して、その理論、手法、技術についての研究、研修の拠点となるセンターを作つて始めようといっている。これについては研究費も注ぎ込もうとしている。そこで問題は五年後の介護保険に統合される障害者サイドからの取り組みがどこまで進んでいるかということです。今、ケアマネジメントについては障害保健福祉部が研究を始めていますが、自閉症、強度行動障害、知的障害、精神障害の介護のケアのあり方についての調査研究を真剣に取り組もうとしているかどうかは今問われています。しかし、残念ながら今の状

況は十分取り組まれていない。私は自閉症問題もこの流れの中で、新しいテーマとして位置づけてもいいのではないかと思つています。そういう問題提起をどこかがしなければいけませんね。

石井 このことを私たちも声を大にして言いたいわけです。本日はありがとうございます。

(この対談は『戸村サンライズ』特集企画に際し、合同取材したものです。)

カリタスの家

行き場のない最も弱い人達と食を共にし、無認可ながらモニカの家を運営して二十三年、やっと念願の強度行動障害を背負う人達の、生活の場「カリタスの家」が平成十年九月に開所しました。

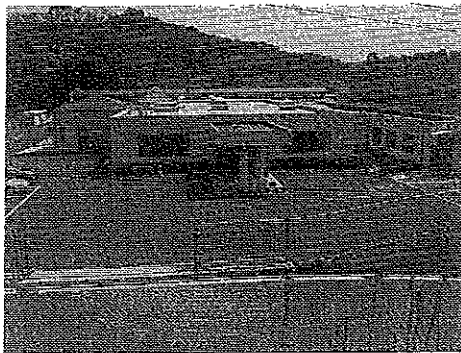
福岡県のほぼ中心になる、嘉穂郡頼田町の町有地にとの話が浮上し、地元町内に一人でも反対する人がいればこの話は無しにという条件、しかも一晩の説明会という大変厳しい条件でしたが、私共の熱意に皆さん賛同して頂き、五三〇〇坪の用地を購入する事ができました。

紆余曲折の末、資金もない私共に、強い神のご意思が働き、カリタスの家は誕生したのです。定員三十四人、短期入所三人の小さな施設ですが、冷たい風の吹き溜まりの中にいて、叫ぶ事さえできない厳しい現実を、辛うじて耐えていられた人達が、『ここに来てや」と本音で話せました」と喜ばれ利用して頂いています。今春より、北九州市にあるモニカの家も、カリタスの家の訓練棟としてまたグループホーム、作業所として活用陶芸、編み物、さをり織り、再生

紙等をモニカの家メンバーの手助けで、活動を開始しました。さらに秋には、カリタスの家の敷地内に、ハーブガーデン、花公園を開園、公園内にはログのレストラも営業いたします。作業訓練もままならない状態ですが、将来に備えての開園です。

資金も人脈もない、浅学非才の私共に、この様な大きな発展を得させて頂いたのは、利用者一人一人の中に神がいられると信じる私共に、大きな救いの手が差し伸べられたからです。地域の中で地域と共に育ち、大きく根付くことを目標にして頑張っています。

(原田秀樹)



萩の杜

萩の杜は、二七家族の親たちが中心となり立ち上げた社会福祉法人北萩杉の子会が運営主体で、九年四月に開所したばかりの成人の知的障害者の生活施設です。当施設は、大阪府北部の高槻市内にあり、最寄りのJR摂津富田駅より市バスで約二〇分ほど北側の山間に入ったところに在ります。バスの本数が少なく公共の交通機関を利用した交通の便は悪いのですが、近辺には、春には美しい桜の花を見に近郊からたくさんのお客様が毎年訪れる摂津峡があり、またハイキングの愛好者が四季を通じて集まってくる東海自然歩道が回りの山々に張り巡らされています。更には、当施設の利用者が毎朝散歩に出かける萩谷総合運動公園が府道を挟んで目の前にあります。

当施設の援助の特徴としては、職住分離の原則に基づき生活の場と労働の場を分け、それに合わせて職員も生活担当と労働担当に分け、それぞれに専属の職員を配置していることです。生活グループは、四グループ（一グループ12名、13名）の小さな集団で可能な限り

普通の生活が送れるように工夫しています。労働グループは、地域の中に二つの作業場があり、そこへは約半数の方が出ており、また五名の方が実習という形で企業へ援助付きで働きにいられています。残りの方は、施設内の作業場で三つのグループに分かれ作業に取り組んでいます。昨年十月より、シヨートステイを始め（利用件数は月平均一〇〇件を越える）、今年四月より生活支援センターもオープンしました。

今後、施設利用者への援助と地域生活支援の双方を視野に入れながら、知的障害者に対する新たな福祉サービスの有り様を模索していきたいと考えています。

(河坂昌利)

